

紀南環境広域施設組合規則第7号

地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部を改正する法律等の施行に伴う関係規則の整備に関する規則を次のように定める。

平成28年12月20日

紀南環境広域施設組合 管理者 真 砂 充 敏

地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部を改正する法律等の施行に伴う関係規則の整備に関する規則

(紀南環境広域施設組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則の一部改正)

**第1条** 紀南環境広域施設組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則（平成25年紀南環境広域施設組合規則第11号）の一部を次のように改正する。

第10条の次に次の1条を加える。

(条例第8条第1項のその他これらに準ずる者として規則で定める者)

第10条の2 条例第8条第1項のその他これらに準ずる者として規則で定める者は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の4第2項に規定する養育里親である職員（児童の親その他の同法第27条第4項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、同法第6条の4第1項に規定する里親であって養子縁組によって養親となることを希望している者として当該児童を委託することができない職員に限る。）に同法第27条第1項第3号の規定により委託されている当該児童とする。

第11条中「第8条第1項の」を「第8条第1項に規定する深夜において常態として子を養育することができる者として」に改め、同条第2号中「子」の次に「（条例第8条第1項において子に含まれるものとされる者（以下「特別養子縁組の成立前の監護対象者等」という。）を含む。以下同じ。）」を加える。

第12条第4項第4号中「当該請求」を「第1号、第2号又は前号に掲げる場合のほか、当該請求」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号の次に次の1号を加える。

(4) 当該請求に係る特別養子縁組の成立前の監護対象者等が民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定による請求に係る家事審判事件が終了したこと（特別養子縁組の成立の審判が確定した場合を除く。）又は養子縁組が成立しないまま児童福祉法第27条第1項第3号の規定による措置が解除されたことにより当該特別養子縁組の成立前の監護対象者等でなくなった場合

第13条第6項に次の2号を加える。

(4) 当該請求に係る特別養子縁組の成立前の監護対象者等が民法第817条の2第1項の規定による請求に係る家事審判事件が終了したこと（特別養子縁組の成立の審判が確定した場合を除く。）又は養子縁組が成立しないまま児童福祉法第27条第1項第3号の規定による措置が解除されたことにより当該特別養子縁組の成立前の監護対象者等でなくなった場合

(5) 第1号、第2号又は前号に掲げる場合のほか、当該請求をした職員がそれぞれ条例第8条第2項又は第3項に規定する職員に該当しなくなった場合

第14条中「第4項第4号」を「第4項第3号から第5号まで」に、「第7項各号」を「第6項第3号から第5号まで」に、「に規定する日常生活を営むのに支障がある者」を「の要介護者」

に、「子を」を「子（条例第8条第1項において子に含まれるものとされる者（以下「特別養子縁組の成立前の監護対象者等」という。）を含む。以下同じ。）を」に改め、「、同項第3号中「子」とあるのは「要介護者」と」を削り、「第6項第1号中「第8条第2項又は第3項」とあるのは「第8条第3項」と、」を「第6項中「第8条第2項又は第3項」とあるのは「第8条第3項」と、同項第1号」に改め、「、同項第3号中「子」とあるのは「要介護者」と」を削る。

第23条第3項及び第4項を次のように改める。

3 条例第16条第1項に規定する職員の申出は、同項に規定する指定期間（以下「指定期間」という。）の指定を希望する期間の初日及び末日を休暇届に記入して、任命権者に対し行わなければならない。

4 任命権者は、前項の規定による指定期間の指定の申出があった場合には、当該申出による期間の初日から末日までの期間（第7項において「申出の期間」という。）の指定期間を指定するものとする。

第23条に次の4項を加える。

5 職員は、第3項の申出に基づき前項若しくは第7項の規定により指定された指定期間を延長して指定すること又は当該指定期間若しくはこの項の申出（短縮の指定の申出に限る。）に基づき次項若しくは第7項の規定により指定された指定期間を短縮して指定することを申し出ることができる。この場合においては、改めて指定期間として指定することを希望する期間の末日を休暇届に記入して、任命権者に対し申し出なければならない。

6 任命権者は、職員から前項の規定による指定期間の延長又は短縮の指定の申出があった場合には、第4項、この項又は次項の規定により指定された指定期間の初日から当該申出に係る末日までの期間の指定期間を指定するものとする。

7 第4項又は前項の規定にかかわらず、任命権者は、それぞれ、申出の期間又は第3項の申出に基づき第4項若しくはこの項の規定により指定された指定期間の末日の翌日から第5項の規定による指定期間の延長の指定の申出があった場合の当該申出に係る末日までの期間（以下この項において「延長申出の期間」という。）の全期間にわたり第26条ただし書の規定により介護休暇を承認できないことが明らかである場合は、当該期間を指定期間として指定しないものとし、申出の期間又は延長申出の期間中の一部の日が同条ただし書の規定により介護休暇を承認できないことが明らかな日である場合は、これらの期間から当該日を除いた期間について指定期間を指定するものとする。

8 指定期間の通算は、暦に従って計算し、1月に満たない期間は、30日をもって1月とする。

第23条の次に次の2条を加える。

第23条の2 介護休暇の単位は、1日とする。

（介護時間）

第23条の3 介護時間の単位は、1時間とする。

2 介護時間は、1日を通じ、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した2時間（労働基準法第67条の規定による育児時間の承認を受けて勤務しない時間がある日については、当該2時間から当該育児時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間）を超えない範囲内の時間とする。

第26条の見出し中「介護休暇」の次に「及び介護時間」を加え、同条中「介護休暇」の次に「又は介護時間」を、「第16条第1項」の次に「又は第16条の2第1項」を加える。

第28条の見出し中「介護休暇」の次に「及び介護時間」を加え、同条第1項中「介護休暇」の

次に「又は介護時間」を加え、同条第2項中「前項の」の次に「介護休暇の承認を受けようとする」を加え、「条例第16条第2項に規定する介護を必要とする一の継続する状態」を「1回の指定期間」に改め、「期間」の次に「(当該指定期間が2週間未満である場合その他の管理者が定める場合には、管理者が定める期間)」を加える。

第29条第1項中「第27条第1項の」及び「前条第1項の」の次に「規定による」を加え、同条第2項中「又は介護休暇」を「介護休暇又は介護時間」に改める。

**第2条** 紀南環境広域施設組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則の一部を次のように改正する。

第10条の2中「第6条の4第2項」を「第6条の4第1号」に、「第6条の4第1項に規定する里親であって養子縁組によって養親となることを希望している者」を「第6条の4第2号に規定する養子縁組里親」に改める。

(紀南環境広域施設組合職員の給与に関する条例施行規則の一部改正)

**第3条** 紀南環境広域施設組合職員の給与に関する条例施行規則(平成25年紀南環境広域施設組合規則第13号)の一部を次のように改正する。

別表第7勤務時間条例第16条に規定する介護休暇の期間の項中「1/2以下」を「3/3」に改める。

(紀南環境広域施設組合職員期末手当及び勤勉手当支給規則の一部改正)

**第4条** 紀南環境広域施設組合職員期末手当及び勤勉手当支給規則(平成25年紀南環境広域施設組合規則第19号)の一部を次のように改正する。

第17条第2項第4号中「介護休暇者」の次に「又は介護時間者」を加え、「第23条の規定による介護休暇の許可」を「第26条の規定による介護休暇又は介護時間の承認」に改める。

## 附 則

(施行期日)

**第1条** この規則は、地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部を改正する法律等の施行に伴う関係条例の整備に関する条例(平成28年紀南環境広域施設組合条例第5号。以下「整備条例」という。)の施行の日(平成29年1月1日)から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 附則第3条の規定 公布の日

(2) 第2条の規定 整備条例附則ただし書に規定する日(平成29年4月1日)

(整備条例附則第2項の規定による指定期間の指定)

**第2条** 整備条例附則第2項に規定する職員の申出は、紀南環境広域施設組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成25年紀南環境広域施設組合条例第17号)第16条第1項に規定する指定期間(以下「指定期間」という。)の末日とすることを希望する日を休暇届に記入して、任命権者に対し行わなければならない。

2 任命権者は、前項の規定による指定期間の指定の申出があった場合には、整備条例附則第2項に規定する初日(以下「初日」という。)から当該申出による期間の末日までの期間の指定期間を指定するものとする。

3 整備条例第2項に規定する職員(以下「職員」という。)は、第1項の申出に基づき前項若しくは第5項の規定により指定された指定期間を延長して指定すること又は当該指定期間若しくはこの項の申出(短縮の指定の申出に限る。)に基づき次項若しくは第5項の規定により指定され

た指定期間を短縮して指定することを申し出ることができる。この場合においては、改めて指定期間として指定することを希望する期間の末日を休暇届に記入して、任命権者に対し申し出なければならない。

4 任命権者は、職員から前項の規定による指定期間の延長又は短縮の指定の申出があった場合には、初日から当該申出に係る末日までの期間の指定期間を指定するものとする。

5 第2項又は前項の規定にかかわらず、任命権者は、それぞれ、平成29年1月1日から第1項の規定により申し出た指定期間の末日とすることを希望する日までの期間（以下「施行日以後の申出の期間」という。）又は第1項の申出に基づき第2項若しくはこの項の規定により指定された指定期間の末日の翌日から第3項の規定による指定期間の延長の指定の申出があった場合の当該申出に係る末日までの期間（以下「延長申出の期間」という。）の全期間にわたり紀南環境広域施設組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則第26条ただし書の規定により介護休暇を承認できないことが明らかである場合は、当該期間を指定期間として指定しないものとし、施行日以後の申出の期間又は延長申出の期間中の一部の日が同条ただし書の規定により介護休暇を承認できないことが明らかな日である場合は、これらの期間から当該日を除いた期間について指定期間を指定するものとする。

（準備行為）

第3条 前条第1項の指定期間の指定の申出は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）前においても行うことができる。

（紀南環境広域施設組合職員の給与に関する条例施行規則の一部改正に伴う経過措置）

第4条 第3条の規定による改正後の紀南環境広域施設組合職員の給与に関する条例施行規則別表第7の規定は、施行日以後の介護休暇の期間について適用し、施行日以前の介護休暇の期間については、なお従前の例による。